

事 務 連 絡
令 和 5 年 1 月 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その22）

標記については、令和4年10月28日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、シンガポール、香港、ベトナム及びマカオ当局との協議を踏まえ、シンガポール、香港、ベトナム及びマカオ向けに輸出される家きん肉、家きん肉製品、殻付き卵及び家きん卵製品のうち、北海道及び兵庫県で生産及び処理されたものについて輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

1 国別の対応

(1) 香港、シンガポール、ベトナム及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIE の加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾

北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、兵庫県、広島県、岡山県、愛媛県、香川県、熊本県、鹿児島県、茨城県、和歌山県、新潟県、宮崎県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、沖縄県、福岡県、長崎県及び群馬県で生産され、それぞれの自治体における疑似患畜の発生を令和3年11月以降に農林水産省が初めて確認した日以降に処理された殻付き家きん卵については、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、これらの27道県以外で生産及び処理された殻付き卵については、令和5年3月31日までに日本を出発する貨物に対し、衛生証明書を発行して差し支えない。

なお、卵製品については、引き続き、全国で衛生証明書の発行を停止すること。

(3) EU等

全国において衛生証明書の発行を停止すること。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
北海道	<u>シンガポール向け：令和4年12月28日以降</u> <u>香港向け：令和5年1月4日以降</u> <u>ベトナム向け：令和5年1月4日以降</u> <u>マカオ向け：令和5年1月4日以降</u>
青森県	
宮城県	
山形県	
福島県	
茨城県	
群馬県	
埼玉県	
千葉県	
新潟県	
愛知県	
兵庫県	<u>シンガポール向け：令和4年12月28日以降</u> <u>香港向け：令和5年1月4日以降</u> <u>ベトナム向け：令和5年1月4日以降</u> <u>マカオ向け：令和5年1月4日以降</u>

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
和歌山県	
鳥取県	
岡山県	
広島県	
香川県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	